(別添)

〇農林水産省令第三十九号

医薬品、 医療機器等の 治質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十四条第二項及び第四十九条第一 項の 対規定に

基づき、 動 物 用 医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年七月七日

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用 医 薬品等取 統規則 (平成十六年農林水産省令第百七号)の一 部を次のように改正する。

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下 「傍線部分」という。)でこれに対応す

る改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、 改正後欄に掲げる規

定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、 これを加える。

のを除く。 のを除く。 のを除く。 のを除く。 リットル中(+)ーニーメチル ロピニル)ーニーシクロペンテロピニル) ーニーメチルー四ーオキソー三 ート四パーセント以下を含有するもの 「たき含有するもの」 (+)ーニーメチルー四ーオキソー三 下を含有するもの」 (+)ーシス/トランスークリサートを含有するもの。 (+)ーニーメチルー四ーオキソーニーが中一シス/トランスークリサートを含有するもの。) ―二―シクロペンテニル (+) ―シス/トランス―クリサ十三 (+) ―二―メチル―四―オキソ―三― (二―プロピニル	九~十二 (略)	所図へ「容器中硝酸銀一二・六ミリグラム以下を含有する体外診へ」「容器中硝酸銀一二・六ミリグラム以下を含有する体外診イ〜ホ」(略)	人。	れることが目的とされているものとする。の各号に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用さ、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次第百六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は(毒薬及び劇薬)	改正後
	(新設)	九~十二 (略)	(新設) イタホ (略)	人。 八 銀の無機酸塩類及びその製剤。ただし、次に掲げるものを除一〜七 (略)	れることが目的とされているものとする。の各号に掲げるものを除く。)であって、専ら動物のために使用さ、別表第二に掲げるもの及び施行規則別表第三に掲げるもの(次第百六十三条 法第四十四条第一項の毒薬及び同条第二項の劇薬は(毒薬及び劇薬)	改正前

シスノ 含有する蒸散させて用いるもの (二)―プロピニル) 、トランス―クリサンテマー **一**―シクロペンテニル 六〇〇ミリグラム以下を +

シスノ 殺虫剤であ (二一プロピニル) <u>、</u>トランス―クリサンテマート 個中 (+)ーーシクロ ハミリグラム以下を含 メチル ンテニル 应 オキソー +

する燻煙させて用いるもの

別表第二 毒薬 (第百六十三条関係) (略)

~ 四 十 三

四 十 四 以下を含有するものを除く 殺虫剤であってd・d―T八 d・d—T八○—プラレトリン及びその製剤。 〇―プラレトリン五パーセン ただし

五~四十九 (略)

伝子組換え)及びその製剤 ポリエチレングリコール付加ネコエリスロポエチン (遺

五十一~五十九

別表第三(第百六十八条関係)

とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤ベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的 する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ 用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有 する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使 する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤 を含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イ 性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン 類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌 とするものであって、 シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有 牛、馬、めん羊、山羊、豚、 プロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有 次に掲げるもの、その誘導体及びそれらの塩 猫又は鶏に使用することを目的

> 別表第二 (第百六十三条関係

劇毒薬薬 (略)

一~四十三

(新設)

兀 十四~ 四十八 略

(新設)

四十九~五十七

とするものに限る。)、黄体ホルモンを含有する膣内適用の外用剤 性物質製剤である眼適用及び子宮内適用の外用剤、オフロキサシン類並びにこれらを含有する製剤。ただし、製剤である外用剤(抗菌 する眼適用の外用剤並びにマルボフロキサシンを含有する外皮用剤 タノプロストを含有する眼適用の外用剤、イドクスウリジンを含有 する外皮用剤(猫に使用することを目的とするものに限る。)、ラ 用することを目的とするものに限る。)、エプリノメクチンを含有 する外皮用剤、モキシデクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使 ベルメクチンを含有する外皮用剤(犬又は猫に使用することを目的 を含有する外皮用剤、オルビフロキサシンを含有する外皮用剤、イ とするものであって、次に掲げるもの、その誘導体及びそれ 別 シクロスポリンを含有する眼適用の外用剤、セラメクチンを含有 牛、 表第三(第百六十八条関係) 馬、めん羊、山羊、豚、 猫又は鶏に使用することを目的 たらの塩

- 一〜百四十九 (略)

この省令は、公布の日から施行する。

附則